

予算特別委員会記録

○開催日 令和6年9月13日 午前9時30分～午後0時2分

○場所 議場

○出席委員

3番 辻 本 貴 志 委員長	2番 下 竹 芳 郎 副委員長
4番 上 迫 正 幸 委員	5番 水 野 正 子 委員
6番 立 石 幸 徳 委員	7番 豊 留 榮 子 委員
8番 眞 茅 弘 美 委員	9番 禰 占 通 男 委員
10番 平 田 る り 子 委員	11番 橋 口 洋 一 委員
12番 吉 嶺 周 作 委員	議長 永 野 慶 一 郎

【議 題】

議案第45号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

議案第46号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第45号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第46号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第47号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第48号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第49号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

〔委員長に辻本貴志委員、副委員長に下竹芳郎委員を選出〕

△議案第45号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

○委員長（辻本貴志） 本委員会に付託された案件は、補正予算5件であります。

まず、議案第45号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（籠原正二） 議案第45号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について御説明します。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億5,080万円を追加し、予算総額を156億6,150万円にしようとするもので、当初予算額より6.2%の伸びとなります。

地方債の補正は、補助災害復旧事業及び単独災害復旧事業の追加並びに過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、危険空家等対策経費、令和5年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積立、ふるさと応援基金積立金、市税歳出還付金、国県支出金等精算返納金、国民健康保険特別会計繰出金、保育所等給食支援事業、種子島周辺漁業対策事業、6月20日から21日にかけての豪雨により発生した、農地・農業用施設災害にかかる単独・補助災害復旧事業などをお願いしております。

なお、今回の補正財源につきましては、繰越金3億9,509万6,000円、繰入金6,601万6,000円、県支出金5,777万9,000円、国庫支出金2,278万4,000円、市債859万2,000円、分担金及び負担金ほか130万円の増と、地方特例交付金49万6,000円、諸収入27万1,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（辻本貴志） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、補正予算に係る部分について簡潔な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○10番（平田るり子） 説明資料の1危険空家等対策経費についてお伺いいたします。

この3月からの実施された件数と残りの件数を教えてください。

○総務課参事（平田寿一） 危険空家の棟数につきましては、令和5年度末、今年の3月末で92棟という数字になっております。その後、昨日現在で新たに危険空家になった棟数が24棟、そしてまた解体等によって危険空家でなくなったものが14棟、これを差し引きしますと、現在102棟の危険空家が存在するというようになっております。

○10番（平田るり子） 危険空家等対策経費を当初予算でも私、解体費用と固定資産税でお尋ねいたしましたが、放置されている不適切な状態、これってどれぐらいの状態を考えればいいんでしょうか。そういった基準はないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 特に基準とかは定めておりませんが、法に基づく助言指導等を重ねて、適切な管理を呼びかけているところです。

○10番（平田るり子） 交付対象者の要件を分かれば教えてください。

○総務課参事（平田寿一） 国が不良であるという空き家の基準を示すための調査票があるのですけれども、その調査票に基づいて調査をしていきます。点数を積み上げて90点以上を本市で

は特定空家という形にして、法に基づくそういった助言指導等を行っております。

もちろん、点数だけではなく、周囲に与える影響等も考慮した上で、特定空家というふうにしております。

○10番（平田るり子） この交付の審査の手続を少し教えていただきたいんですけど。

○総務課参事（平田寿一） 私たちも勤務時間中に市内をパトロールというか、危険空家の状況等を度々ずっと見て回るんですけど、その確認をする中で、これは該当するのではないかなというようなものをピックアップしていきます。あとは、その空家の周囲の住民の方からの情報提供であるとか、あるいは最近では所有者本人が役所に来られて、解体をしたいんですけど補助の対象になりますかと、それで調査をしてくださいというような申出が最近では増えているところです。

解体補助は平成25年からずっとやっておりますけれども、最初の5年ぐらいは周囲の方からの情報提供が多かったのですが、それ以降、令和になってからは所有者の方が申し出てくると、相談に来るといったケースが増えておりまして、時間はかかっていますが、そういった取組が徐々に浸透してきているのではないかと考えております。

○10番（平田るり子） この申込みだけかと私は思っていたんですけども、やっぱり市役所のほうも見回りをしたり、そして周りの情報からっていう形になっています。分かりました。

あと最後にですね、この補助事業者の補助対象空家等の所有者である場合と、親族の場合を最後に教えてください。

○総務課参事（平田寿一） 空き家等も名義が変わっていなかったりとかして亡くなられた方が所有している形になっているものもあるのですが、特定空家になって危険空家等の解体補助をするとなったときにはそういった部分も確認をしていきますので、登記簿を添付したり、税務課の固定資産の名寄せ台帳、そういったもので所有者あるいは親族というものを確認していきます。

また、特定空家、危険空家であっても財産の一部ですので、本人以外が解体の申請とか来る場合は、そういった相続対象者の同意書をもったり、あるいは宣誓書を添付してもらって私の責任で解体しますというような形で解体補助をしているところです。

○6番（立石幸徳） この国庫補助の金額、これ歳入で55万4,000円ですか、この金額はどういう形で国庫補助金は出てくるんですか。つまり、先ほどの説明で14件の解体の対象になると、本市が解体する所有者、申請者に出すのは最大30万円ですよ。掛け算すると420万円になるんですね、全部めいいっぱい14件とも30万円市からの補助が出た場合ですよ、その差もあるんですけど、まずその国庫補助の額はどういう形で本市には交付されてくるわけですか。

○総務課参事（平田寿一） 本市が補助を行った部分の2分の1が国庫補助の対象となります。そして、補助の上限額が30万円ですので、国庫補助1棟につき最大15万円が歳入として入ってくる形になります。

今回の場合は、まず14棟、先ほど減ったということを答弁しましたが、14棟のうち10棟が補助金を使って解体をしたもの、4棟は自費で解体をしております。その10棟のうち国庫補助の対象となったものが7棟あります。これは本市が補助をする対象と国庫補助の対象に少し差がありまして、まず調査をする段階で調査して点数をつけていくということをさっき言ったんですけども、その90点以上が市の補助の対象ということですが、国庫補助の対象になるのはその調査の点数が100点以上のもの、それから本市の補助対象となる空き家は、住宅はもちろんですけども倉庫とか車庫とかそういったものも危険を排除するという意味では補助の対象としておりますが、国庫のほうは住宅のみとなっていることから、市で補助をしても国庫の対象にならない部分が出てきます。

そして、この補正を組む段階で、その10棟のうち7棟分で国庫の対象になった金額、国から歳入として入ってくる金額が85万6,000円です。そして、今後、国庫補助の対象となるであろう

空き家の解体が18棟見ておりますので、18棟掛ける15万円で270万円が国庫補助で入ってくる予定になります。

そうすると、国庫補助については、当初300万円の歳入を予算で組んでいたんですけれども、確定した分が85万6,000円と、今後の見込みの270万円を合わせて355万6,000円、これから300万円を引いた残りの55万6,000円を今回補正をさせてもらったところです。

○6番（立石幸徳） 国庫補助関係の整理は、つまり当初予算で組んでいた300万円を今度の国庫補助の対象云々に限らず、それも含んだ上での補正の55万6,000円と、今度の解体に対象とする額というよりも、これまでの当初を合わせて組んだということですね。

それからよく分からないのは、たとえその国庫補助の対象になっても、国庫補助の対象になる危険空き家っていうのはそれほど危険度が高いと言えいいですかね、そういうものが国庫補助の対象になっていくんでしょうけど、要するに、本市からの補助額は一律最高額が30万円とそういう形になっているわけですね。その辺を危険度が高い空き家解体により割高といいましょうか、そういう形の補助をしていくというそういう考えはできないんですか。

○総務課参事（平田寿一） 今の補助金要綱の中ではできないのですが、現在残っている危険空き家、特定空き家ですね、これもやっぱり経済的な理由で解体が進まないという部分もあります。そういったこと等もまた考えながら、そしてまた財源の確保、そういった部分を考えながら、その上限枠の拡大ということについても今後考えていきたいと思っております。

○6番（立石幸徳） 要望をしておきます。

○委員長（辻本貴志） 要望ということですね。

○総務課参事（平田寿一） 上限額の話なんですけれども、今、庁内全体でそういうことを協議しているのではなくて、総務課の中でそういったことも考えながら、今後の在り方を検討しているというところです。担当課レベルの話になります。

○10番（平田るり子） 関連ですが、今回の台風で新たな空き家が生まれてしまった。多分多いと思うんですね。その場合は、今、ふるさと納税で寄附金がされていますが、そういうものもその空き家等のほうに措置してくれる可能性っていうのはあるんですか。

○財政課長（笹原正二） ふるさと納税への寄附といいますのが、今ふるさと納税のポータルサイトで募集しております、本市が特設サイトを掲載して募集している寄附金ということでよろしいですかね。（「はい」と言う者あり）

今、企画調整課のほうで進めておりますふるさと納税ポータルサイトにおいて、今回の台風第10号による被災に対する寄附を受け付けております。その寄附金につきましては、どれに使うかということはまだ検討はしておりませんが、ただ、今回、追加補正でもお願いをいたしますが、災害復旧費については多額の一般財源も必要となっておりまして。その中で、全体として活用していく形になろうかと思っております。

○9番（禰占通男） 今、危険空き家ということで代執行の対象はどのくらいあるんですかね。近隣から解体とかいろいろ要望もあると思うんですけど、今まだその代執行に所有者は分かっている、財源がないとかいろいろあるでしょう。そうやって対象の代執行に当たるような建物、この危険空き家というのは現状でどうなっているの。

○総務課参事（平田寿一） 今の段階では、ないというふうに考えています。

令和2年の台風第10号のときに、新町の空き家が倒れて道路にはみ出したというのがありましたけど、あの件につきましては、所有者がもういない。皆さん相続放棄していてどうにもならないといった中で代執行するしかないのかなというふうな覚悟も決めていたんですけど、相続財産管理人制度という別なやり方で解消することができたところですが、今のところはないというふうに考えております。

○9番（禰占通男） 大通りの東本町の部分、あれはどのような判定になっているんですかね、

国道に沿っている部分。

○総務課参事（平田寿一） 先ほど申しました102棟の中の危険空家の中の1棟ということになっております。法的指導とかについても助言指導の段階で今とどめております。所有者の方とも電話で解体、適切な管理に対してもお願いをしているところですが、経済的な部分、それからまだ相続がしっかりまとまってないんだということで、なかなかちょっと前に進まない。でも、重点的に力を入れていかなければならない案件だと考えております。

○9番（禰占通男） 相続もなかなか進まないということなんだけど、そういうのを普通、代執行するんじゃないですか。

結局、持ち主所在不明、そういうのができないからこそ代執行というのを私は可能にしているのかなと思うんですけど、その点についてはどうなのでしょう、大体が今の持ち主とか分かっているら、代執行して、担保権を取ることですよね。費用はもらわないといけないわけですから。それについての考えはどうなんですか、国もひっくるめて。

○総務課参事（平田寿一） このケースについてはですね、まだ現段階で代執行というよりも、所有者がまだはっきりしておりますので、まだ所有者にしっかりと適切な管理、解体、そういうものがまだできると思っておりますので、当分の間は根気強く所有者に対して対応していきたいと思っております。

○9番（禰占通男） 本体の解体はいいですけど、簡単に言えば土のうを積み上げてですよ、それよりもまた庭木、雑木が出ていますよね。歩道上に出ている部分でだけでも伐採とか私はするべきではないかなと思うんですけど、そういった取組はどうなんですか。

○総務課参事（平田寿一） 今回の台風でも大きな枝が折れて、歩道上にはみ出して落ちていたんですけど、建設課のほうでその処分は対応していただきました。また、その台風の前の段階ですけど、南薩地域振興局の道路担当にはみ出した部分は伐採をしていただいているところですよ。

○9番（禰占通男） 東本町の部分ですけど、土のうはやめて防護壁みたいな塀はできないの。だって、歩道に土のうを積み上げたら、歩道の役割をしないんじゃないですか。臨時的なものだと私は思っていたんだけど、もう下手すると2年ぐらいたちますよね。それだったら、この歩行者に危害が及ばないある程度の防護壁。どうせ歩道は県のだから県の許可も要るだろうけど、すぐできないのであれば、そういう対応も必要じゃないですかね。

○総務課参事（平田寿一） 現在、大型土のうを積んでありますが、南薩地域振興局のほうで積んでいただいたものです。また道路の管理という部分もありますので、振興局とも協議をして、その辺のやり方をまた考えていきたいと思います。

○2番（下竹芳郎） 同じく危険空家等対策経費ですが、これは当初では20件ぐらいを用意しているんですよ。それが今回何件ぐらいになっているんですか。

○総務課参事（平田寿一） 当初予算で20棟分、600万円の補助金の予算措置をいたしました。補正予算を組む段階で申請があった12棟に対して交付決定をしております。金額が348万5,000円でした。

今後の解体の見込みを立てたときに、24棟でしたので、30万円掛ける24棟ということで、今後720万円の予算が必要だということで予算の執行残を差し引いた残りの468万5,000円を今回補正予算として上げております。

○2番（下竹芳郎） この台風第10号の被害状況等の資料をもらったんですが、これの住家被害が129棟あるんですけども、この中に空き家も入っていたりもするんですか。

○総務課参事（平田寿一） 住家の中には空き家は含まれておりません。非住家のほうでカウントをしていくんですけど、台風によって全壊とか、半壊とかいう部分について、たしか全壊が4棟、半壊が3棟あったと思うんですけども、全壊の中に1棟空き家が含まれておりました。あ

とは非住家の部分ですので、小屋であったりとかそういうものが全壊4棟、半壊3棟の中に含まれています。

○2番（下竹芳郎） 調査はしていると思うんですが、空き家はなかなか分からない部分があると思うんですよ。そういう全容把握はどういう状態か教えてください。

○総務課参事（平田寿一） 所有者の方から危機管理対策係に来庁されたり、電話があったりということで、現在二十数棟そういった相談が寄せられています。その中のほとんどが解体を考えているんですけど、補助の対象になりませんかということで、昨日あたりから来週にかけてその調査を担当が今回回っているところです。二十幾つ相談がありましたけど、どれだけが危険空き家に該当して、解体をしていくかというところはまだ見えておりませんので、今回の補正の中にはその分は含まれていないところです。

ですので、また今回の補正で足りない部分が出てくれば、また12月の補正で対応できればと考えております。

○副市長（本田親行） 2番委員から市内全体における空き家についてのお尋ねだったかと思います。空き家の調査につきましては、平成28年だったですかね、全戸調査を行って、空き家計画を作っております。空き家についても活用できるもの、危険空き家というものもあるわけです。その当時からすると現況も変わってきておりますので、また次の空き家計画の改定に向けて、考え方としましては、また全戸調査も計画・予定しておりますので、それを行った上で空き家計画の改定も考えておりますので、その辺で適正な空き家等の管理、それから活用を図っていく考えでいるところであります。

○2番（下竹芳郎） 新しく危険空家になったところは12月補正で対応するということですので、総務課に関しては、台風後の台風対応とか処理も大変ですが、よろしくお願いします。

○12番（吉嶺周作） この台風第10号で住家被害が129棟、非住家被害が7棟で計136棟となっているんですけども、この件数の調査はどのようにして行われたんですかね。

○総務課参事（平田寿一） 市職員によります災害調査、公民館ごとに公民館長と一緒に回って被害の状況を調査して把握しているところです。

○12番（吉嶺周作） これは市内全体の話ですよ。1つの保険会社から伺っているのは、一部損壊というか被害が出ている件数がうちだけで600件来ているっていうんですけど、まず数字が全然違うわけですよ。ほかにも保険会社はあるわけじゃないですか。そうすると、何千件だったんじゃないかと思うんですが、その辺、非常に少ない数字を上げているのでちょっと疑問に思ったもんですからお伺いしたんですけど。

○総務課参事（平田寿一） 一つはこの数字が9月5日現在というのが一つと、あと一部損壊が結構多いんですけども、この一部損壊に満たないものもあります。瓦が数枚飛んだとか、壁にちょこちょことした穴が開いたとか、そういった軽微なものは一部損壊の中に含んでおりませんので、そういった満たないものも入れるとやっぱり何百という数になるのではないかと思います。

○12番（吉嶺周作） それと、罹災証明書まで発行した方は何名ほどいらっしゃるんですか。

○総務課参事（平田寿一） 今対応中でまだカウントできていないところですので、また必要であれば、今後カウントしてまたお知らせしたいと思います。

○12番（吉嶺周作） 罹災証明書の発行の条件といいますか、内容はどうなっているんですかね。瓦が家の半分以上崩壊したとかですよ、そういう決まり事というかその辺の内容はどうなっていますかね。

○総務課参事（平田寿一） 罹災証明を出すのにその基準というものはなくて、申請者の方が、ここがこういうふうに壊れたのでそれを台風でこうなったということを証明してくださいという形で来ますので、私たちはその申請についてくる写真等で確認をします。

大がかりなものについては私たちが直接現場に行って確認をしたりするものがありますが、ほとんどは申請者からの写真で確認をして、それで証明書を発行しているところです。

○6番（立石幸徳） 別件ですが、説明資料の7市税歳出還付金2,260万円の補正ですね。これはまず税目とこの2,260万円の件数といいたいまいしょうか、何件分になっているのか、その辺から教えていただきたいと思います。

○税務課長（鮫島眞一） 今回の補正による増額をお願いしました内容につきましては、固定資産税について生じた還付について、当初予算に対して不足が生じる見込みとなったことによるものでございます。具体的には、納税義務者の償却資産の申告について、申告の修正に伴い税額が減少し、還付となったものでございます。件数につきましては、納税義務者で1件となっております。

○6番（立石幸徳） これは加算金もついているんですけどね。加算がつくということは、この年度的にはいつの関係になるんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 今回の還付につきましては、16ページの諸費の償還金利子及び割引料のところの項目の上のほう、市税還付金及び還付加算金という名称になっておりますが、内容的には市税還付金という形になっておりまして、還付加算金のほうは含まれておりません。年度につきましては、令和3年度分、令和4年度分という形になっております。

○6番（立石幸徳） 今言われた固定資産の償却資産の修正があったと。その修正の内容の2,200万円というのは多額なんですね、1件分でしょう。どういう形でこれほどの修正になってきているんですかね、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○税務課長（鮫島眞一） 固定資産税のうち償却資産は、申告を受け、その申告に基づいて課税することとなっております。今回の償却資産の申告の修正は、納税義務者が推察される部分もありますので、慎重な答弁になりますが、今回の償却資産の申告の中身につきましては、課税標準額の軽減に関する内容の部分で、当初、納税義務者からの申告内容に、その記載が含まれてなかったものになります。税務課で課税内容について精査を行っていたところ、確認の必要が発生しまして、納税義務者に確認を行い、修正の申告がなされたということになります。

○6番（立石幸徳） よく分からないんですけどもね。

つまり、先ほどの課長説明であったその令和3年、4年、過年度ですよね、その分の修正をまず所有者といいたいまいしょうか、そちらから修正申告が出てきたんですか、その軽減の部分を言われましたけど。その事情を、申告者は特定されるとか云々じゃなくて、もうちょっと言わないとこれはいずれにしても、税務行政の中で修正というのは起こり得ることであっても、それで進むという話じゃないと思うんですけどね。

特に償却資産の場合は、これまでいろいろ本市議会でも償却資産の議論もいっぱいあったんですけどね。固定資産の中でも例えば土地、建物については、行政当局が賦課というような形で対応しますが、今課長からあったように償却資産は、申告があつて初めてそういう税務、課税が出ていくわけですよ。

その辺のところはしっかりしないと、令和3年、4年度には、申告者のほうは軽減措置といつか、固定資産税償却資産分は幾らだと、本人自体は了解の上で申告していたんですか、どうなんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 申告書の中に軽減を記載する欄がございまして、令和6年度の申告が1月に提出され、令和6年度課税に向けて作業を行っている中で、申告において軽減がされてないということで確認が必要になりましたので、納税義務者にその内容について照会・確認を行ったところです。

その内容について、確認をしたところ、軽減の対象になるということが確認されましたので、令和5年度分については、現年度中でしたので、そちらのほうは処理が行われ、令和3年度分、

4年度分については、歳出による還付が必要となったため、今回、補正予算でお願いしたというような内容になります。

申告が最終的には先方から行われたわけですがけれども、その前段のやり取りとしては、こちらのほうから確認を求め、最終的に修正の申告をいただいたという内容になります。

○6番（立石幸徳） そうすると、令和3年分・4年分については、納税義務者が軽減になるということを知らなかったと。知らずに、償却資産の課税基準に基づいて申告していたら、5年分を税務課で精査していく中で、過年度もこれは減額になるということが判明したと。それで、今回還付をすると、こういう形に整理しとっていいんですか。

○税務課長（鮫島眞一） はい。委員のおっしゃるとおりになります。

○6番（立石幸徳） 納税義務者にしては、知らなかったということを税務当局のほうで、ある意味で指導と言ったらおかしいんですけれども、こうなりますという形できちっとして、その基準が的確なものであれば妥当なことであろうと思いますので、了解しました。

○8番（眞茅弘美） 説明資料10保育所等給食支援事業についてお伺いいたします。

ここに記載してあるとおり、市内全ての保育所及び認定こども園における物価高騰の補助ということだと思うんですけれども、こちらの人数を教えてください。

○福祉課長（福永賢一） これは県の補助事業として行う事業になっていまして、令和4年度、令和5年度も実施している事業になるのですけれども、令和4年度、5年度につきましては県の基準額の10%の補助という形をとっておりましたが、今回は15%の補助ということになります。

人数につきましては、4月から3月までの1年間で、毎月初日の人数の1年分になるのですけれども、支給の仕方が、主食費と副食費を一緒に出すところと、副食費だけ出すところと基準が変わりますので、その人数の説明をいたしますと、副食費だけ出すところが1,421人、そして副食費と主食費合わせて出すところの合計の人数が1年分で3,555人、トータルで4,976人分になります。

○8番（眞茅弘美） これは年間でってということだと思うんですけれども、現在ですね、市内の保育園、認定こども園に通っていらっしゃる児童数が分かりますか。

○福祉課長（福永賢一） 令和6年度の4月1日現在になりますが、市内の7か所の保育所と認定こども園につきましては、354人が入所している状況です。

○8番（眞茅弘美） 現在、小中学校にはこの物価高騰分ということで1人当たり300円の助成をしていると思うんですけれども、今この件につきましては、副食費と分かれているってことだったので、ちょっと金額は出しにくいのかなと思うんですけれども、これは物価高騰に対する補助ということでございますが、もともとこの保育園、認定こども園の児童についてこの給食費とか副食費とか助成はされているのでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 3歳以上児のお子さんにつきましては、令和元年10月からの保育無償化になりましてから保育料は無償化されましたけれども、給食費については園が徴収するということになっております。その部分は各園4,000円から5,000円ぐらいの月の設定がなされているようです。

3歳未満児につきましては、これまで同様保育料の徴収をさせていただいておりますので、そこに給食費分も含まれて市が徴収するということになりますが、国の基準の半分で設定していますので、その部分は軽減しているところになるかと思います。

○8番（眞茅弘美） 先ほど副食費だけっていう部分で気になったんですけれども、園によっては例えば、御飯だけは家から持っていくっていうところもあるのでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 保育所のうち、副食費だけ、いわゆるおかずだけ提供して御飯を持ってきてもらうところが3か所ございます。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。

ほかの質問に移りますが、説明資料12種子島周辺漁業対策事業補助がちょっと大きな増額になっているんですけども、こちらの説明をお願いします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 当初予算で計上しておりました内容を少し説明しますが、漁協の新しくできた第3冷蔵庫の中で使用します冷凍カツオの集積容器を令和5年度、令和6年度、令和7年度で1,500個、500個ずつ3年間で整備する予定で計画しております。令和5年度は500個整備をしまして、令和6年度は当初500個で調整をしていたんですが、県との調整の中で200個の整備ということで、令和6年度予算で計上しました。

今回、残り300個を当初予算で計上できなかったわけですが、それを県と調整をしまして、県の令和6年度の種子島周辺事業の予算が4億円程度ございます。執行状況の中で、枕崎から要望しておりました残り300個の分を今回、枕崎分で執行できるのではないかとということで、補正予算として上げたところです。

これにつきましては、JAXA（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）の助成に基づいて事業を進めているものです。

○8番（眞茅弘美） 当初でJAXAの部分が7割だったと思うんですけども、その増額になった部分、そこら辺の補助の割合をお願いします。

○水産商工課長（鮫島寿文） この事業につきましては、事業費の10分の7をJAXAのほうで支援いただいております。残り3割を地元負担ということですが、当初につきましては、7割をJAXA、残り3割を地元負担ということで、おおむね10分の1以内を鹿児島県、そして10分の1以内を枕崎市、地元市町村、そして残り10分の1を事業主体、今回の場合には枕崎市漁協ですが、そういったことで計上してございました。

実質は10分の1内ということですが、県と市の負担割合は5%ほどになっております。残りを地元の事業主体ということで漁協に負担いただいておりますが、今回の予算につきましては、末尾説明資料でもありますとおり、一般財源がゼロとなっております。県と市の負担はなく、7割の全額3,045万円をJAXAが出す予定であります。残りにつきましては、事業実施主体が全て見るということで、県と調整をしてこのような当初とは違った負担割合になっているところです。残りの部分3割は事業主体の枕崎市漁協が負担するということで県と調整をされているようです。

○8番（眞茅弘美） 分かりました。

ちょっと水産関係のことをお聞きしたいんですけども、ずっと水産関係につきましても原料不足っていうのが続いていたんですけども、現在はそこら辺についてはどうなんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 冷凍カツオがかつおぶしの原料として使われておりますが、これにつきましては、高い時期には浜値がキロ当たり300円を超えたり、ずっと令和5年度も260円、270円ぐらいだったんですが、現在、いろんな要因がありまして、タイのバンコク市場の冷凍カツオの値段が下がったりとか、また国内でも報道等でもありますとおり、気仙沼のほうで近海で獲れるカツオが豊漁だということもありまして、現在冷凍カツオの値段がキロ当たり200円を切って170円、160円というような状況になっております。

またそういったことで、加工業者は安く買える状況になっておりますが、しかし、これに連動しまして浜値が安くなりますと、商品価格、かつおぶしの価格も下げられないかといった問屋からの下げの圧力も出てきますので、ある程度の原料価格の維持をしていくほうが加工屋にとってもいい状況もあると一方では思っております。

ただ現在の状況は、今申し上げましたとおり、浜値が以前300円を超えていたり、260円、270円していたものが、200円を割って170円、160円というような状況になっているところです。

○9番（禰占通男） 説明資料の14と15、災害復旧事業ですけど、これについて現状はどうなっているんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 14、15の内容につきまして説明しますけれども、単独災害復旧事業と補助災害復旧事業につきましては、いずれも6月20日から21日に発生した梅雨前線豪雨によりまして、被害を受けた農地、農業用施設の災害復旧費の補正をお願いするものです。

単独災害につきましては、農道の路肩決壊とか路面陥没がありまして、田布川とか別府地区などで道路が3件ありました。

補助災害につきましては農地ののり面崩壊とか農業用排水路の倒れですね、このような災害が発生しまして、現在、今回補正は復旧工事費の補正になるんですけれども、これの補助災害の分につきまして、今月24日の週から国の災害査定が始まります。それに向けて、事前に委託は既存予算を使いまして、その図面的なものを、今作成中でございます。

それが通りますと、また今度は復旧に向けて工事発注に入っていくと考えています。

○9番（禰占通男） 今作成しているということですけど、この農業者にしてみれば、農地、道路はある程度車両が通ったりすれば大体解決すると思うんですけど、以前も災害で、私も立ち会ったことあるんですけど、補助災害とかいろいろ待っているより、少々のやつは自分でやらないと、農地も使えないし、また施設でもそうでしょう。

もう今回台風第10号が来て、一部農業施設が損壊したら、次の発生したものを待っていたらまた余計被害が大きくなる、そういうのことも考えられるわけですね。

それで以前もあったんですけど、一応、個人が自分で建設会社なりいろんなところに頼んで修復しましたと。それも一応認めるというのも何件か私は報告を聞いたことがあるんですけど、そういった対策というのはどうなんですかね。一応、写真なり何らかしてですよ、補助災害になるかどうかはまだ分からないけど、修復する部分を先に先行するっていう、そういう取組というのはできないんですかね。

○農政課参事（中村俊彦） この農地は、国の補助事業にかけるには40万円以上とかそういう制限がありまして、そういった小規模なものにつきましては、今のところは農政課としましては、個人に土のう袋を支給しまして、個人で復旧していただいているというふうになっています。

○9番（禰占通男） 結局、土のうなんか積んでいてですよ、土手に農地に段差があったりしたら農機具を入れたら転倒しますよ。だからそういったできるものはやって、後でいろいろ査定もあるんだろうけど、先行できるということはね、私はそういうのを先に取り組んでもらいたいですよ。

だって、今でさえもう若い人は、一般質問でもお願いしてあるんだけど、結局どんどんどん条件が悪くなる、そしてまた今、この二、三年、台風が来なくてよかったと思ったら、今度みたいにまた気象状況によってはまた今発生している部分は分からないんだけど、高齢者がどうなるかってことですよ。どうなんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 小規模なものについては本当に高齢者とかですね、実際もう高齢者の方は自分では作ってなくて、耕作者に貸しているのが多いんですけど、そういった方も早めに対策をしたいということなんですけど、最初見て40万円いくかいかないか判断して、やはりそこで小規模だったらもう農家ももう自分でやるとかですね、そういった方が多いです。

ケース・バイ・ケースなんですけど、その辺は今のところそういう対応で、事前にそういった復旧をして後で支払うとか、小規模なものについてはそういう対応はしてないところですね。大規模な農道が決壊して2次災害が発生するとかそういったものについては国のやつにかけるんですけど、事前対策という応急復旧事業もあることはあります、国にかける場合ですね。事前に土のう補強したり、補助事業の場合ですけど、今のところはそういう対応でやっているところです。

○9番（禰占通男） 最後にしますけど、土のう、土のうというけど、若い人は楽だと思いますよ。だけど、年を取ってくると重さが違ってきますよ。それで、私が聞いたところはもういろいろ行政をお願いするよりはさっさと建設会社に頼んでしてもらいましたというのも何人かおりま

したよ。そこをやはり視察ができたらすよ、後で幾ら対象になるか分からないけど、そこを行政で何とかできないのかということです。お願いしておきます。

○委員長（辻本貴志） ここで、審査開始から1時間以上経過しているため、10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時48分 再開

○委員長（辻本貴志） それでは再開いたします。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど8番委員から、冷凍カツオの原料の確保はどうかということでありましたが、私は浜値の値段を言いましたとおり、値段も下がっており、量的にも大分増えてきている状況にあるんですが、枕崎の港の状況を言いますと、8月末の台風第10号は非常に大きな台風だったこともあり、枕崎への入港を控えられて焼津に冷凍カツオの海外まき網船が多く入った状況もありましたが、台風後に4隻程度、枕崎の港にも海外まき網船が入っております。1隻当たり大体800トンぐらい持ってきますが、本日も2隻の海外まき網船が入っている状況です。

かつおぶし原料の冷凍カツオの確保については、年間で大体6万トンから8万トンぐらいの原料が必要と言われているんですが、枕崎の供給で全てを賄うことはできずに、山川からまた焼津からの陸送、トラック輸送に頼っている部分があったりします。

9月に入りまして、海外まき網漁業のプロジェクト会議が石巻でもありまして、その会議の委員に私と漁協の役員、加工組合の組合長が入っておりますが、前日入りしまして、会議の開催会場近くの海外まき網漁業の船主のところも訪問して、海外まき網船の入港水揚げ要請を行い、冷凍カツオの原料確保について、三者一体となった誘致活動をしております。

今後も、行政と漁協、加工組合が三者一体となって、原料確保について海外まき網船の誘致活動に努めてまいりたいと思っております。

○8番（眞茅弘美） はい、承知しました。

先ほど価格も下がってきているということでしたので控えたんですけど、昨年度のこの9月補正でも私同じような質問をしまして、冷凍船のあっせんとか市長も会合だったかイベントだったかで台湾とも話をしている、働きかけをしているということだったものですから、その後のことをお聞きしたかったんですけど、前向きにそうやって働きかけもしてくださっているようですので、今後ともよろしくお願いいたします。

○4番（上迫正幸） さっきの災害復旧の関連になるんですが、もし今、畑が崩れたと、そういう場合の補助率はどうなりますかね。

○農政課参事（中村俊彦） 国の補助災害になりますと、最初、農地の場合は、国の補助率が50%、あといろいろ戸数とか後で申請しまして、最終的には激甚指定とかになりますと、九十七、八パーセントで国の補助金に対しまして、農家の負担は5%の負担になってくるところです。

○4番（上迫正幸） その土地が借地だったとしますよね。それで耕作者はもう崩れたから作らないということでもいいと思うんですが、持ち主は、やっぱり補修をしたいと思うんですけど、それがちょっと年を召されて作らないと、修理費にお金がかかるんだったら、もう土地は修理しないとなったら、あとのまた二次災害、三次災害で、ほかの土地で災害が起こるという場合は、どうなりますかね。

○農政課参事（中村俊彦） 基本的にやはりこの補助にかける場合とかはやっぱり耕作していないともう対象になりませんので、荒れ地とかそういったもう全然維持管理できない分についてはそういった補助の対象になりませんので、そこは本人に説明をしているところです。

○4番（上迫正幸） もう修理もしないで、そのまま放っておくということですかね。

○農政課参事（中村俊彦） うちとしては、補助金的な扱いはできないということです。そ

の辺は地元の業者とかそういった方に相談するなり、その復旧については、個人でやってもらうように指導はしています。

○5番（水野正子） 末尾の8障害者自立支援給付費についてお聞きしたいです。

○福祉課長（福永賢一） 障害者自立支援給付については、介護給付、訓練等給付費として、障害者が居宅において、日常生活を営めるようにホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等のサービスの供与及び介護者が疾病等の理由により介護できない場合に一時的に障害者支援施設への短期入所または、グループホームで生活することにより、障害者及び家族の福祉の向上を図る事業になります。

○5番（水野正子） 交付いただいているのに、なぜ返納しているのか理由を聞かせてください。

○福祉課長（福永賢一） 当初でまず予算を組んで、それに係る負担割合で国県等に補助金等を申請するわけですが、実績の見込みに対して所要額が大きく見積もっていたため、実績を上回る見込みで申請交付を受けていたため、その不用分を返納することになります。

○5番（水野正子） それでは利用したい方が利用できなかったとかはなかったということでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） はい、そのとおりでございます。

○11番（橋口洋一） 予算書の15ページ、企画費の18番負担金補助金ということで、直行バスの運行支援事業が今回上がっていますが、こちらは当初から上がっていた部分かと思うんですが、今回どの路線に対して支援が行われるという想定でしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、今回補正としてお願いしております104万6,000円につきましては、鹿児島直行バス、枕崎、加世田、鹿児島、新幹線リレー号になりますが、運行に対しての補助になります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの運行に対しまして、バス路線運行会社である鹿児島交通株式会社から、今回補助申請が出されたことによる補正です。

今回のこの補助対象となりました路線につきましては、初めての補助申請となっております。

○11番（橋口洋一） そうすると、そのほかのバスについても同じく申請に基づいて、当初予算として3月ですかね、上がってきているものと考えてよろしいでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） そのとおりでございます。

今回の路線につきましては、4月1日から3月31日までの運行に対する補助となります。

これまで運行している路線については、10月1日から9月30日までの期間に対する運行補助で、運行期間の取扱いが違うものになっております。

先ほどお尋ねの部分で、地域幹線系統に基づく補助につきましては、当初で計上するものもございしますが、路線によって、10月1日から9月30日までの運行期間に対する補助については、申請がなされた都度補正をお願いする部分もございします。

○11番（橋口洋一） ちなみに割合というか、何%程度の割合で申請に対して支給されるものでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回の補正をお願いしている部分につきましては、令和5年度の実績としまして、経常収益が2,067万3,492円、経常費用としまして2,409万2,338円、補助対象となる金額が341万8,846円となっております。

このうち、負担比率としまして、南さつま市69.41%、枕崎市30.59%、この割合から、今回の補正で104万6,000円をお願いしているところでございます。

今回の路線につきましては、委託路線部分になっておりますので、赤字部分について自治体で全額負担するものです。

○11番（橋口洋一） 続いてですね、その下の12番のふるさと納税関係の委託料、これがマイナス280万円となっておりますが、こちらの御説明をお願いします。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回のふるさと納税関係につきましての補正は、ふるさと納税返礼品用P R画像強化事業の開始に伴う委託料及び報償費への組替えとなります。当初予算に計上しておりました委託料280万円分を、報償費280万円へ組み替える補正内容です。

○11番（橋口洋一） これは組替えということで、内容的には変わりはないよという話ですが、今、委託というか中間管理業務の絡みかなと思ったところがありましたので、ちょっと外れるところではありますが、中間管理業務の負担の金額は当初予算に上がっていましたか。

○企画調整課長（日渡輝明） 本市の中間管理業務委託については、さとふるのポータルサイト内での運営経費の範囲内で委託ができており、中間管理業務に係る委託料としては発生しておりませんので、その分の予算計上はございません。

○11番（橋口洋一） この委託料を見て私が想像していたのが、当初ふるさと納税に係るその中間管理業務等々の委託について、予定がなくなったよということで削減されたとも考えられるのかなと思っての質疑だったんですけれども、今後の話、今回の予算の質疑とは若干離れますので、この部分についてはまた個別に質問をしたいと思います。

次に、電算費が説明資料にもありますが、マイナス3,900万円ということで大幅に減らされているところですが、こちらについて御説明をお願いします。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回、電算組織管理運営費で3,937万4,000円の減額となっており、委託料について、基幹系システム改修、基幹系ウイルス対策サーバー機器更改業務委託料が357万5,000円の増額となっております。

情報システムの標準化・共通化に係る業務について、4,294万9,896円の減額となっており、差引き3,937万4,000円の減額となります。

まず、自治体情報システムの標準化・共通化につきましては、全ての地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された、標準準拠システムへ移行することを目標としまして、現在システムの環境整備等を行っているところです。

まず、大きな減額部分につきまして御説明を申しますと、当初予算で計上した時点では、システム標準化の作業に伴う細かい仕様部分が定まっておらず、想定される仕様の最大の経費で積算を行っていたところですが、今年度に入りまして、ベンダーのほうで作業スケジュールを調整したところでは。

一つのベンダーが同時に複数の市町村の移行作業を行うための作業スケジュールを調整した結果でございますが、今回、本市における令和6年度の作業割合が減少しまして、さらに事業費の再精査を経て減額補正となっているところでございます。

また、一方基幹系システムの改修について、これにつきましては、平成29年度に導入した基幹系ウイルス対策サーバー機器について、今年度に入りましてサーバー機器の部品調達ができなくなり、修理等の対応ができなくなることが示されたところでは。

この基幹系ウイルス対策サーバーは、セキュリティ上重要なものであることから、今回9月補正に計上したものです。

○11番（橋口洋一） マイナスが立ったということは、見込み違いがあったので、来年度等にまた延ばしますよということかと思うんですが、この情報化は最終的にどのぐらいで完結して運用されるようになると考えていますか。

○企画調整課長（日渡輝明） 自治体情報システムの標準化・共通化につきましては、令和8年の3月までに全ての自治体が接続し運用することとされているところですが、本市におきましては、令和7年12月に接続運用開始というスケジュールで作業を行っております。

○11番（橋口洋一） であれば、そのスケジュールの中で調整がされているということでよろしいでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） スケジュールの中で作業工程を見直した結果、今回は減額補正と

なったところでは。

○2番（下竹芳郎） 予算書の21ページ、商工業振興費の商店等新規出店支援事業103万円ですが、これは出店者が増えたということでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今回新規出店の予定が2件ありまして、店舗の改修費、賃借料等の支援で、2件分を計上したところです。

○2番（下竹芳郎） これ何屋とか言えますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 小売飲食業1件と生活関連のサービス業1件です。

○2番（下竹芳郎） こうやって出店してもらってにぎわうので、ありがたいと思いますよろしくお願いします。

○8番（眞茅弘美） 一点だけ、説明資料の11児童クラブ設置育成事業委託、これは何か新規でしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 現在市内に3つの法人で4つの拠点で5つのクラブがあるんですが、そのクラブ数に変更はございません。

今回の補正は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正によりまして、交付基準が増額されたことと、あと当初予定していた事業内容に変更が生じて、常勤職員の換算人数とか開所時間とか、そういう具体的なサービスの中身の変更に伴う増額の補正になります。

○委員長（辻本貴志） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第45号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（辻本貴志） 異議もありませんので、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時18分 再開

△議案第46号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（辻本貴志） 再開いたします。

次に、議案第46号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（平塚孝三） 議案第46号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、概略申し上げます。

予算書末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,181万9,000円を追加し、予算総額を33億6,744万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の伸びとなります。

補正の内容は、償還金及び還付加算金につきましては、令和5年度精算に伴う国県特定健康診査・特定保健指導負担金の精算返納金202万4,000円と、保険者努力支援交付金の精算返納金が15万5,000円、保険給付費等交付金の精算返納金1,964万円の合計2,181万9,000円の増額です。

以上の財源として、他会計繰入金1,724万5,000円と、繰越金457万4,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（辻本貴志） それでは審査をお願いいたします。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（辻本貴志） 異議もありませんので、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第47号 令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（辻本貴志） 次に、議案第47号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（平塚孝三） 議案第47号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概略申し上げます。

予算書末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ304万5,000円を追加し、予算総額を4億4,970万円にしようとするもので、当初予算より0.7%の伸びとなります。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和5年度分保険料精算に伴う253万6,000円の増額です。

繰出金につきましては、令和5年度精算に伴う一般会計繰出金50万9,000円の増額です。

以上の財源として、繰越金304万2,000円と諸収入3,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（辻本貴志） それでは審査をお願いいたします。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第47号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（辻本貴志） 異議もありませんので、議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

△議案第48号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（辻本貴志） 再開いたします。

次に、議案第48号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第48号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,572万円を追加し、予算総額を30億3,185万1,000円にしようとするもので、当初予算額に対し、約9.2%の伸びとなります。

補正の内容は、令和5年度の実績確定に伴う精算分として、介護給付費負担金等返納金1億0,978万4,000円、介護給付費準備基金積立金8,381万5,000円、一般会計繰出金6,212万1,000円の増額のほか、高額医療合算介護サービス費180万円、地域密着型介護予防サービス費70万円の増額及び、特定入所者介護サービス費250万円の減額であります。

以上の財源として、繰越金2億5,572万円、国庫支出金12万5,000円の増と、県支出金12万5,000円の減で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（辻本貴志） それでは審査をお願いいたします。

○10番（平田るり子） 介護保険料の見直しがありましたよね。その改定率を教えてください。

○福祉課長（福永賢一） 介護保険料につきましては、当初予算の中で審議いただいておりますので、今回の補正の内容には含まれていないところでございます。

○6番（立石幸徳） 精算分は毎年度のことですけど、ここに出ている高額医療合算介護サービスが180万円ほど増になっているんですが、高額っていう部分は、状況的にどういう状況になっているのか。今後とも増えていくような感じなのか、その辺の高額関係の状況を教えていただきたいと思います。

○福祉課長（福永賢一） この高額医療合算介護サービス費につきましては、2年前の令和4年8月から令和5年7月までに介護サービスを利用して、かつ医療保険を利用した方につきまして、一定金額を超えた部分の給付が行われます。

当初予算を組む部分で、計画も含めてなんですけれども、数年の平均的な部分で予算組立てをしているところでございますが、実績につきましては、高額医療合算介護サービス費につきましては、5年度の実績としましては692万円程度、それから4年度が647万円程度、それから3年度、ここは少なくても485万円程度、2年度は700万円を超えているということで、ちょっと波があつてなかなか予測が難しい部分がございます。介護だけでなく医療費との絡みが出てくるものですから。

そして、今年度の国保連合会からの通知に基づいて給付勧奨を行うことになるんですけれども、当初予算を過ぎた後、今年度の見込額が国保連合会から通知が来る関係で、今年度の当初予算ではちょっと足りないという見込みが確定しましたので、今回、補正をお願いしたところです。

○6番（立石幸徳） 結局、この介護と医療の関係を合算するというシステムなんでしょう。もうちょっと詳しく知りたいんですが、これはどういうふうにして主体としては、介護保険のほう为主体になっているんですか。どちらが主体でこの医療合算を進めているのか、その辺のところからちょっと教えてください。

○福祉課長（福永賢一） この医療合算の制度につきましてはですね、医療保険と介護保険とその超えた金額を案分して負担するという内容になります。なので、それぞれから分かれて給付が行われるということになります。その上限の金額とかについてもですね、所得に応じた年間の上限額という設定がされておりまして、5段階程度に分かれているところでございます。

○6番（立石幸徳） このやり方のメリットはどこに出てくるんですか。

○福祉課長（福永賢一） 結局、介護と医療と両方使う方が、その負担を軽減するというのが目的でございますので、いわゆるそれぞれの中で医療の高額医療と、介護の高額介護というのはそれぞれの保険の中で、まず一定金額を超えた部分については償還する制度がございますけれど

も、さらにそれを1年間分で見てくださいね、それを合算して、さらに一定基準を超えている部分をまた捕捉するというようなことで、目的としては、利用者の負担軽減ということになります。

○6番（立石幸徳） 非常にいいシステムであれば、この利用者はどんどん増えていくっていいばいいのか、行政としてはそういう高額合算のほうを推進しているんですかね、どうなんですか。

○福祉課長（福永賢一） 結果に基づく給付でございますので、推進するということではなくて、その制度に基づいて、そこの該当になる方を支援していくということになります。これは制度になりますので、保険者で推進するとかっていうものではないのかなというふうに思っております。

○6番（立石幸徳） 決算審査のときで結構ですので、具体的にですね、もうちょっとこういうことだと、その事例を挙げて、制度がいいものがあると、メリットがあるということで説明いただけるように決算審査まで保留をさせていただきたいと思います。

○9番（禰占通男） 今の関連ですけど、説明資料のところですけど、特定入所者介護サービス費は一応補正で載っているんですけど、訪問看護費は、これは補正とか何とか見なくていいんですかね。どうなんですか。

○福祉課長（福永賢一） 今回の特定入所者の部分につきましては、ショートステイを利用する方、それから施設に入所している方の住居費と食費を軽減負担するもので、いわゆる入院のときに医療のほうで限度額認定とありますよね。一定の所得に応じて、食費は幾ら、入居費は幾らという基準があるのと同様に、施設を利用する際に、この所得に応じた限度額認定を受けて、それを超える分を保険者が捕捉するという制度でございます。

訪問看護等につきましては、また予算の費目でいうと居宅介護サービス費に含まれますので、そこについては、現在のところ補正の必要はないということで、今回は補正には上げていないところでございます。

○9番（禰占通男） 課長が今おっしゃられたように、居宅と施設入所、これってというのはどのような割合になっているんですか。人員的にそこに入所している方、居宅でいる方、その割合っていか人数的にはどうなっているんですか。精神的なものを除いたとしたら。

○福祉課長（福永賢一） 施設介護サービス費につきましては、施設に入所している方になりますので、市内の施設以外の市外の施設にもいらっしゃるのですけれども、大体、施設が増えない以上は人数も増えないという安定したような状態であります。

居宅のほうは、訪問介護であると、いわゆるホームヘルパーであるとか、デイサービスであるとか、そういった部分が若干、以前と比べると利用が減っている状況。

また、デイサービスのほうも広域型の定員が多い施設、そういったデイサービス事業所から地域密着型の29人以下の定員にするようなところに移っている部分もありますので、居宅介護の全体のサービス費はちょっと伸びていない状況で、地域密着型はその分、デイサービスが移行している部分もありますので、そこは増えているような状況ではございます。

○9番（禰占通男） 一番気になるところだけど、居宅で大変だということになるとですよ、施設しかないんだけど。

今課長も言いましたが、本市だけじゃなくてほかの市町村もひっくるめて入所できるこの期間、予約なり何だかんだして入れる状況というのはどうなっているんですかね。すぐ入れるような状態なんですか。

○福祉課長（福永賢一） 以前は、100人を超える待機者が市内でいらっしゃいました。

令和4年度に市内に1か所、特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設が宮田町にできましたので、それ以降につきましては、70人ぐらいまでには減っておりますが、そこはそのままずっと今変わらずにきているような状況で、やはり、施設の入所は基本、施設と本人との契約になりますので、申込みをして待っていただくということになります。

あと、施設のほうで入所判定委員会を開いて入所の順位を決めて、それで空きが出たときに次

の方、次の方という形で入所していくわけですが、順番が来たときに連絡しても、現在入院中で入所できる状態でないとか、そういったので待っている期間が長い方も中にはいるというふうに思っております。

○6番（立石幸徳） 施設もなんですけど、今介護の一番大きな課題は、どんどん報道も出ていきますけど、とにかくその介護をする人材がですね、どういう計算をするか知りませんが、何十万人あと20年後に不足するとか、もうどんどん出てきているわけですね。

出されている人材の数がですね、どういうものかというのは私も検証する手段を持っていませんけど、いずれにしても、介護人材、とにかく対象になるお年寄りはどんどん増えていくけど、お世話をする介護の人たちは、もう足りなくなっているというのはもう我々はもう感覚的に分かりますよ。

そこです、その国とかそういう大きなことじゃなくて、我が市で人材不足をどうやって対応するかというそういうことは、私もしっかり第9期事業計画も見えていないんですけれども、そういうところでは何か検討されているんですか。

○福祉課長（福永賢一） 昨年度は9期の介護保険事業計画を策定するに当たって、懇話会を4回開催しましたが、その中でもやはり人材に関する部分が一番の課題でありました。なかなか議論した中で、明確な方策っていうのまでは導き出せてはいないところです。外国人の実習生を導入している施設もある。そして介護ロボットの導入も検討しているが、なかなか実用的でないとかですね、そういった施設代表の方のお声も聞かせていただいているところです。

この部分はやはり、市としても大きな課題である認識はしておりますので、引き続きそういった関係機関等々の計画をつくただけではなくてですね、引き続きそういった計画の見直しとかそういった機会もありますので、議論を重ねていく必要があると思っております。

○6番（立石幸徳） これも決算特別委員会の宿題にさせていただきますけど、やはり本市のさっき言った9期の計画も含めてですね、人材不足にどう対応するのか。もちろん外国人もですが、当然介護報酬、そういうものをどうやって今後、それは一律に国のほうでは診療報酬とともに基準は決めるわけですが、それは、自治体は自治体独自にいろんな対応の仕方っていうのはあると思いますのでね、その辺も含めて、また決算特別委員会でお尋ねをすることで一応保留にしておきます。

○委員長（辻本貴志） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（辻本貴志） 異議もありませんので、議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（辻本貴志） ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時46分 再開

△議案第49号 令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○委員長（辻本貴志） 再開いたします。

次に、議案第49号令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（西村祐一） 議案第49号令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出において、人事異動等に伴う給与費の減及び経費の増に伴い、医業費用を72万8,000円減額するほか、病児保育一時預かり事業の増に伴い、附帯事業費用を4万5,000円増額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億4,006万1,000円に対し、総費用8億1,026万2,000円となり、差引1億7,020万1,000円の純損失となる見込みです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（辻本貴志） それでは審査をお願いいたします。

○10番（平田るり子） この1ページの職員給与費ですけれども、補正予算額がマイナスになっているんですけど、これは1人分にしては少ないんですけど、この金額の職員給与費の内容を教えてください。

○市立病院事務長（西村祐一） 補正予算書の13ページを御覧いただきたいと思います。最後のページです。こちらに病院事業費用、医業費用、目で給与費があると思うんですが、こちらでマイナスの270万8,000円の減額になっております。1ページの職員給与費には児童手当が含まれておらず、児童手当は132万円ありますので、まずマイナス270万8,000円引く132万円をしていただきまして、また、最終ページの13ページを御覧いただきたいと思いますけれども、病児保育一時預かり事業の法定福利費、これも、職員給与費に入りますので、これを足していただければ、補正予算額の職員給与費のマイナス398万3,000円という形になるかと思います。

この詳細な内容については同じく13ページを見ていただければ、病院に係る会計年度任用職員の報酬になるんですが、こちらがマイナス136万4,000円。それと職員分給料がマイナス52万9,000円、手当マイナス12万5,000円ですが、こちらについては職員と会計年度任用職員も合わせた額になります。賞与引当金繰入額、こちらは職員分の賞与が5万3,000円のプラス。法定福利費は病院の職員と会計年度任用職員分を合わせた額になりますがマイナス71万6,000円、法定福利費引当金繰入額こちらは職員分に当たるものですが、プラス3万6,000円、退職給付費は職員に当たる部分ですがマイナス6万3,000円となっております。

今回の補正につきましては、4月の職員の異動関係もしくは当初予算で見込んでおりました職員及び会計年度任用職員が4月以降に採用されなかった分について落としたものになっております。

○10番（平田るり子） 12ページの一番下(2)の利益剰余金ですか。合計が今までこれマイナスの金額ですよ。半年でこの金額っていうことは、これから倍にマイナスが増えると思っていいんでしょうか。

○市立病院事務長（西村祐一） 利益剰余金の合計のところによろしいですかね。（「はいそうですね」と言う者あり）こちらについては現在の予算額に基づいて当年度利益剰余金合計の上には当年度未処理欠損金というのがあって思うのですけれども、現在の予算額でここについては欠損金を計上してございます。令和5年度の決算の予定額が、プラスの6,519万1,161円でございます。それから現在の予算額での令和6年度純損失の1億7,641万円を差し引いた額を計上しておりますので、こちらについては最終的な6年度の決算にはプラスに転じるかとは考えております。

○6番（立石幸徳） 補正予算第1号、ページで言うと12ページで先ほど病院事務長が説明したんですが、一応6年度末の見込みとして当年度未処理欠損金約1億1,100万円。これちょっと例年9月の補正時点では、当然赤字になるけど、それから後半、あと残り半分の年度において、いろんな支援金とかそういうのが来て、最終的には病院経営も黒字という形になるというのが今までの一般的な流れなんですけど、今度のこの1億1,100万円はかなり現時点での見込みとして

は、金額が大きいような気がするんですけど、その辺の見通しからいくと、6年度の病院経営は黒字になりそうな感じなんですけど、どうなんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） また来週、決算特別委員会で5年度の決算について審査していただくのですが、5年度は、1,200万円程度の赤字となっております。6年度の今後の見込みについては6年6月から診療報酬改定もございまして、診療報酬改定に合わせた形で、医療機器の増台、今回の補正でも上がっているのですけれども、増台してなるべく高い診療報酬を取ろうということで、いろんな取組をしております。

今年度は各部署について、目標値を設定して病院経営が悪化しないような取組をしております。この病院経営についてはそのときの患者の状態とかそういうことにも左右されます。あと、疾患の流行の関係とかにも左右されますので現時点では6年度の決算の見込みについてどうこうここって言えないところなのですけれども、黒字に向けて取り組んでいきたいとは考えております。

○6番（立石幸徳） これも詳細には決算審査で確認しますが、私も4年度あるいは5年度あたりの毎年度のこの9月補正時点での見込み、これまでの補正予算を見ながら、1億円を超えるようなこの中間時点での見通しというのは記憶にないもんですから、今確認したんですけどね。

最後にもう一点だけ、本年3月にいわゆる病院の経営強化プランをつくっておりますよね、これも資料も頂いているんですけど、ここで私3月議会での審査でいわゆる地域医療構想はどうなっているんだと、コロナで一旦、地域医療構想がいろんな意味でストップしたもんですからね。そうしますと強化プランを見るともう南薩地域の医療構想は、市立病院についても、どう言えばいいんですか、一般病床、療養病床、その辺の在り方ももう確定しているとそういう捉え方でいいんですか。

○市立病院事務長（西村祐一） 南薩地域の公立病院については、県立病院もございましてけれども、今年3月12日、南薩保険医療圏の地域医療構想調整会議の中で枕崎市立病院と南さつま市立坊津病院が審議をしていただきまして承認をいただいたところでございますので、公立病院についてはおおむね固まってきているとは思っておりますけれども、今度は民間の病院についても話が及んでくるかと思っておりますので、全体的には固まったとはまだ言えないと思っております。

○6番（立石幸徳） 全体はまあいいんですけども、要するに市立病院の地域医療構想はもう確定したという確認でよろしいわけですね。

○市立病院事務長（西村祐一） はい、そのように確認していただいてよろしいです。

○8番（眞茅弘美） 先ほど事務長の説明の中で診療報酬の高いっていう言葉が出されたんですけども、公立病院でありますので、利益だけの追求っていうところはどうかと思うんですけども、先ほども患者の病状に応じてということだったんですけども、診療報酬の高いっていうそのところをどのような視点で申されたのか。そこら辺をお願いします。

○市立病院事務長（西村祐一） 枕崎市立病院は公立病院でありますので、市民の医療に対して不安がないようにというのがあると思うんですけども、やはり経営がございまして、経営安定化に資するために、今回は療養病棟の入院基本料の疾患状態に係る医療区分を上げて、診療報酬の増点が図れるようにしたところでございます。

○委員長（辻本貴志） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第49号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（辻本貴志） 異議もありませんので、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査の結果については、9月26日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（辻本貴志） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告については、申合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思しますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後0時2分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長

辻 本 貴 志